

細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書

重い後遺症や死亡の恐れがある子どもの細菌性髄膜炎の日本での患者数は、日本外来小児科学会によると、５歳までの子どもで全国に少なくとも年間６００人以上に上っている。このうち約６割がインフルエンザ菌ｂ型（以下「H i b」という。）によるもの、約３割が肺炎球菌によるもので、この二つの原因菌によるものが全体の約９割を占めている。

抗菌薬（抗生物質）による治療にもかかわらず、約６％が死亡し、約１５から２０％に後遺症が残っている。細菌性髄膜炎は、発症後の治療には限界があり、罹患前の予防の重要性が非常に有効であるといわれている。

近年では、抗菌薬に対するH i bの耐性化が急速に進展しており、H i b感染症がさらに難治化する傾向にある。また、H i bは飛沫感染により伝播することから、早期保育など乳幼児における集団生活機会の増加により、小児がH i b感染症に遭遇する危険性はさらに高くなると予想されている。

H i bと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種により効果的に予防することが可能であり、ワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少している。

我が国においては、H i bワクチンが昨年１月に承認されたが、任意接種のため患者の費用の負担が大きく、導入には未だ壁がある状況である。また、現在、日本で承認されている２３価多糖体肺炎球菌ワクチンは乳幼児には使用できず、乳幼児に使用できる７価結合型肺炎球菌ワクチンは日本では未だ治験段階である。

H i bワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができるとともに、医療費の削減に貢献する度合いが極めて高いことから、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化が急がれるところである。

よって、国においては、次の項目について、早期に実現されるよう強く要望する。

- 1 速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。
- 2 早期に７価結合型肺炎球菌ワクチンの薬事法承認及び導入のための手だてを講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２１年１２月９日

広島県海田町議会